

資産所得倍増分科会の開催について

（ 令 和 4 年 1 0 月 1 7 日
新しい資本主義実現会議議長決定 ）

- 1 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、資産所得倍増について、「新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な資産所得倍増プランを策定する」とされた。このため、資産所得倍増について検討を行うため、新しい資本主義実現会議の下に、資産所得倍増分科会(以下「分科会」という。)を開催する。
- 2 分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長 新しい資本主義担当大臣
構成員 大江 加代 確定拠出年金アナリスト、オフィス・リベルタス代表取締役
熊谷 亮丸 株式会社大和総研副理事長
八田 潤一郎 慶應義塾大学学生、学生投資団体 USIC 元代表
宮本 佐知子 金融エコノミスト、西日本フィナンシャルホールディングス
社外取締役
山崎 達雄 国際医療福祉大学特任教授
- 3 分科会の庶務は、金融庁の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。